

I-2nd

令和3年2月4日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(木)第2956号慰謝料請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所平成30年(フ)第357号)

口頭弁論終結日 令和2年11月19日

5 判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人 国

同代表者法務大臣 上川 陽子

同指定代理人 江本 昭絵

同 大野 史絵

同 林 まり

同 木 村 浩士

同 吉 澤 理絵子

15 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

20 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事業の概要

- 1 本件は、控訴人が、前橋地方法務局沼田支局(以下「沼田支局」という。)の職員等の違法な行為により損害を被ったと主張して、①憲法17条及び国家賠償法1条1項、②国家賠償法4条、民法709条、710条、715条、③民法

709条、710条、715条の類推適用のいずれかに基づき、被控訴人に対し、損害の総額100兆円の一部である10万円の支払を求める事案である。

原審は控訴人の請求を棄却し、控訴人が控訴した。

2 当事者の主張は、次項に当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の2記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決4頁6行目の「富岡委員」を「富岡係員」と改める。

3 当審における控訴人の補充主張

別紙「控訴状兼控訴理由書」記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、次項に当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決4頁21行目の「1」を次のとおり改める。

#### 「1 認定事実

争いのない事実、証拠（甲1ないし8（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 控訴人の申告に係る人権侵犯の内容は、「包囲網」が、その威力を示すために、控訴人に対し、叔母の殺害、猟銃による狙撃、不法な住居侵入及び不当な強制執行などの犯罪行為や人権侵害行為並びにこれらに対する控訴人の訴えを国家機関が無視し続けることなどの違法行為を行っているというものであり、この「包囲網」とは、「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という偏見に基づき、この要求に応えなかった控訴人に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠蔽を続ける氏名不詳者らの集団というものである。

(2) 控訴人と沼田支局及び人権擁護課の職員及び人権擁護委員とのやり取りは、以下のとおりである。

ア 控訴人は、平成29年1月31日、相談書面を持参して沼田支局を訪れ、石坂委員に対し、上記(1)の内容を訴える人権相談をした。これに対し、石坂委員は、法務局の担当者と検討の上回答する旨返答した。

イ 控訴人は、同年2月10日、沼田支局を訪れた。対応した沼田支局の原田係長は、控訴人の相談内容から、人権擁護機関は捜査機関ではないから調査に強制力はない旨返答し、他の機関に行くよう返答した。

ウ 控訴人は、同年5月1日、沼田支局の担当者に電話をかけたところ、同担当者は、警視庁の件は発生場所が東京都であるから、当支局の管轄外である旨を返答した。

エ 控訴人は、平成30年1月18日、福田支局長に対し、沼田郵便局の郵便配達員が控訴人名義の配達証の受取サインを偽造した旨などを訴えたところ、福田支局長は、証拠がないことから侵犯事実を確認することができないとして、人権侵犯の申告としては取り扱わなかった。

オ 控訴人は、同月19日、沼田支局に電話をかけ、同月18日の人権侵犯の申告を受理するよう述べたところ、福田支局長は、侵犯事実を確認することができないとしてこれを拒否した。

カ 控訴人は、同月23日、人権擁護課を訪れ、石巻係長及び戸所委員に対し、上記(1)の内容の人権侵害を訴えたが、石巻係長及び戸所委員は、人権侵害の存在を認定することができない旨返答した。

キ 控訴人は、同年2月19日、人権擁護課を訪れ、富岡係員に対し、上記(1)の内容の人権侵害を受けているので調査するよう申し出たところ、富岡係員は、侵害行為の態様などが不明確である旨回答してこの申し出を受け付けなかった。

ク 控訴人は、同年10月31日、人権擁護課に電話をかけ、警察の犯罪で

あるから人権侵犯の申告を受理すべきであるなどと述べたが、同課の担当者はこれに応じなかつた。

2 控訴人は、沼田支局及び人権擁護課の職員は、虚偽の理由や詭弁や欺罔を多用して、控訴人の抗議も無視して、合理的根拠も示さずに、控訴人の人権侵犯被害の申告ないし調査を求める申し出を不当に受付拒否したことが違法であり、被控訴人は国家賠償法1条1項に基づく責任を負うと主張する。

3」

(2) 同5頁3行目の「2」を「4」と改める。

(3) 同頁18行目冒頭から同6頁1行目末尾までを次のとおり改める。

10 「5 控訴人の申告に係る人権侵犯の内容は、前記認定事実(1)のとおりであるが、本件全証拠によても、控訴人に対して、「包囲網」なる氏名不詳者の集団が、叔母の殺害、猟銃による狙撃、不法な住居侵入、不当な強制執行等の違法行為を行っているとの事実を認めるに足りない。したがって、前記認定事実(1)のような内容の人権侵犯被害の申告ないし調査の申し出を受けた沼田支局及び人権擁護課の職員において、前記認定事実(2)のとおりの対応をし、人権侵犯の申告を受理せず、調査の申し出に応じなかつたとしても、そのことをもって、上記職員が人権侵犯被害の申告ないし調査の申し出をした者に対して負う職務上の法的義務に違反したとは認めるに足りない。」

20 (4) 同6頁2行目の「以上のような観点から」を「なお、」と、同頁4行目の「検討すると」を「検討しても」とそれぞれ改める。

(5) 同6頁9行目冒頭から同頁17行目末尾までを削る。

25 (6) 同6頁18行目の「4」を「6」と改め、同頁19行目の「ついても」の次に「、沼田支局及び人権擁護課の職員の行為に関し、控訴人の権利利益を違法に侵害する行為があったとは認められず、」を加え、同頁21行目冒頭から末尾までを削る。

2 当審における控訴人の補充主張について

(1) 控訴人は、福田支局長が、平成30年5月1日、控訴人との電話の中で、①「東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。」と説明したことが管轄について虚偽の説明をしたものであり、②「人権侵害が（中略）1年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのは」と説明したことが説明として不十分であると主張する。

しかし、控訴人による人権侵犯の申告ないし調査の申し出について、申告を受理せず又は調査の申し出に応じなかつたとしても、そのことをもって、沼田支局の職員が控訴人に対して負う職務上の法的義務に違反したとは認められないこと、控訴人と沼田支局及び人権擁護課の職員とのやり取りの内容を検討しても、上記職員の行為に関し、控訴人の権利利益を違法に侵害する行為があったとは認められないことは、前記1説示のとおりである。控訴人の指摘する福田支局長の説明について、不正確又は不十分な点があつたとしても、前示の判断を左右するとはいえない。控訴人の主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、福田支局長が、控訴人に対し「脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか」と説明したことが違法である旨主張する。

しかし、福田支局長が被害の有無を確認しようとしたことをもって、控訴人に対して負う職務上の法的義務に違反したとは認められない。控訴人の主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、①福田支局長、原田係長、石巻係長及び戸所委員が、合計2回、控訴人の人権侵犯の相談を途中で打ち切ったことが違法である旨、②福田支局長が、平成30年1月18日、控訴人に対し「だって私たちが信じないと調査に入れないもん、そうだよね。」と述べた事実が、侮辱と威力脅迫と犯人隠避の教唆であつて違法である旨、③戸所委員が「受ける方もそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら、人間だから」と述べて受付拒否をするなど、上記の4名及び富岡係員は、虚偽や詭弁を重ねて控訴人の人権侵犯被害の申告を、2度にわたり受付拒否したことが違法である旨主張する。

しかし、控訴人による人権侵犯の申告ないし調査の申し出について、申告を受  
理せず又は調査の申し出に応じなかつたとしても、そのことをもつて、沼田  
支局及び人権擁護課の職員が控訴人に対して負う職務上の法的義務に違反し  
たとは認められること、控訴人と沼田支局及び人権擁護課の職員とのやり  
取りの内容を検討しても、上記職員の行為に関し、控訴人の権利利益を違法に  
侵害する行為があつたとは認められないことは、前記1説示のとおりである。  
控訴人の主張は採用することができない。

3 結論

以上によれば、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であつて、本件控訴  
は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官

後藤 博

裁判官

塙原 聰

裁判長裁判官

後藤 博

(別紙)



令和2年6月29日

# 控訴状兼控訴理由書

東京高等裁判所 御中

第1回弁論陳述

今井 豊

控訴人(原告)

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人(被告)

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
国 同代表者 法務大臣 森まさこ

感謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円  
上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 感謝料請求事件について、令和2年6月17日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

主文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

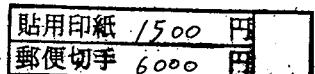
- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

### 1 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求(根拠法令については、別紙訴状Iの第2の部分参照)についても理由がないことは明らかである。よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決には全く理由が無く、形式不備であり、判決とは呼べません。  
つまり後述の通り、①私が訴えた、当り前のことを合理的根拠無しに否定しており、②甚だしい論理則違反による、自由心証主義への違反であり、事実認定と訴訟手続上の重大な瑕疵であり、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、職権濫用による実質的な司法拒絶



であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、公序良俗(民法90条)違反です。同時にこれは、犯罪(犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪)です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

#### 第4 控訴の理由の説明 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

実質的理由が無いこと(実質的無視ないし実質的判定渋れ)

私の訴え(令和2年2月12日付の原告の準備書面(1))の、どこをどのように否定したのか?が判りません。

ですから、私の訴えに目を通したという証拠すら有りません。

理由も無く判断できるはずが無いので論理則違反であり、自由心証主義への違反です。

また、前橋地方法務局の対応は後述の通り、職務上の故意または過失であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条)や平等権(憲法14条)の侵害であり、憲法遵守義務違反です。

したがって、それを看過した原判決も、憲法遵守義務違反であり、実質的に裁判を受ける権利の侵害であり、憲法解釈の誤りや、その他憲法の違反(民訴法312条1項)です。

#### 第5 原判決の瑕疵の摘示

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

★後述の「前橋地方法務局の不当性」を否定した理由が有りません(包括的摘示)

こうした当り前のことを実質的に無視したことは、理由不備ないし実質的な判定渋れです。

●反論 職務上の法的義務に違反したとは言えない旨(判決書4頁)

★私の訴えを否定した理由無し(判定渋れないし理由不備)

前橋地方法務局の対応は後述の通り、いざれも不当な申出の妨害であり、差別ですから、職務上の信用失墜行為(国家公務員法99条)などに当り、正当業務行為どころではなく、広義の違法であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条)等の法律上保護された利益の侵害です。

●反論 人権擁護機関の手には負えない内容である旨(判決書5頁)

★★★無根(判定渋れないし理由不備) 理由になり得ず、まさに公序良俗の偽装

「法務局で取り扱うことが適当でなく、その範囲を超えている」旨

これは脅迫の為の殺人(A事件)や猟銃による脅迫事件(B事件)や郵便局員脅迫事件(C事件)のことを指した心証と思われますが、繰り返しますが、例外扱いを認める規定など無く、まして組織的隠蔽を訴えているのですから、何を根拠にこのように言えるのか? 呆れます。この不当な論理により、全ての違法性を葬っています。

また、(判決書5頁)「人権侵犯事件の調査を行い、調査の結果、人権侵犯の事実があると認

めるときは、必要な措置を取る」(人権侵犯事件調査処理2条ほか)と、自ら引用しておきながら、一切調査せずに侵犯無としている欺瞞(職責違反)を看過しております。

●反論 虚偽や欺罔や詭弁を多用し、抗議も無視し、不当に受付拒否した、とは言えない旨(判決書6頁)

詳しくは後述の「前橋地方法務局の不当性」の通りです。

★★★虚偽を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由による二度の受付拒否は正当化できません。

まして、お前の態度が悪かったから仕方が無い旨は、逆鱗発言であり、超虐待です。

★欺罔を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

★詭弁を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

★抗議も無視を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

★★不适当に受付拒否を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

●反論 原告独自の見解である旨(判決書6頁)

★そう言える理由無し 私は理由を示しています 因縁ないし名誉毀損

私を狂人扱いしており、こういう無根かつ無意味な表現は、模倣による威力を示唆します。

●反論 包囲網の存在の証拠は無い旨(判決書6頁)

★各事象の蓋然性と相互関連性の判定洩れ(理由不備)

恣意性一覧表の全事件を総合すれば、蓋然性として、実在を認めざるを得ないはずです。

否定するなら、示した数字に其々数字で答えなければ、合理性を示せません。

付言すれば、このような狂気の隠蔽判決こそが、包囲網の何よりの証拠です。

### 前橋地方法務局の不当性(再掲)

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

私の訴えの要旨は令和2年2月12日付の準備書面(1)の通りですが、以下の通り、そこから更に焦点を絞ります。

#### 1 ★ フクダが、三度の虚偽を用いて、二度受付拒否したこと(欺罔)

虚偽① 発生場所による管轄外(甲2号反証書) 受付拒否理由

P2中「(フクダ)あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。」

(説明)規定上は居住地と発生地のいずれも可であり、毎回必ず直面する前提条件です。

虚偽② 極めて重要な付帯条件の説明を洩らしたこと(甲2号反証書) 受付拒否理由

P2中「(フクダ)一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。」

(説明)一年経過を理由に申出を断る時に「継続する行為にあっては、その終了した日から」

一年以内という決定的な条件の説明を漏らすことは有り得ません。

虚偽③ 精神的法益侵害にも損害額が必要(甲4号反証書) 受付拒否理由

P3上「(フクダ)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?」

(説明)社会通念上、受付段階で訊くべきことではなく、また、規程にも有りません。

## 2★ 4人が、申出を途中で打切ったこと(二度の不当な受付拒否)

(説明)所定の相談時間の経過により中断したのですから、当たり前に、後日の続きを組むべきところを、そのまま打切り、再開の抗議にも応じなかつたことは、被害がいかに複雑で膨大でも、被害者のせいではないことから、極めて詐欺的であり、不当な受付拒否と言えます。

一回目 20180118 09:56 沼田支局で、フクダとハラダ(甲3)

甲3反 P25上「(私)門前払いですね?」「(フクダ)(ハラダ)はい」

二回目 20180123 13:03 前橋地方法務局人権擁護課で、トドコロジンジとイシマキ(甲5)

甲5反 P23下「(トドコロ)あとの聞いてもね、一番重要なとこが人権侵犯じゃないんだから、聞いても同じですよ。」

## 3★ フクダが、侮辱と威力脅迫と隠蔽を教唆したこと(甲3号反約書)

甲3反 P21中「(フクダ)だって私達が信じないと調査に入れないと、そうだよね?」

(説明)ハラダに申し向けたこの発言は、普通は思っても申出人の前で口に出す言葉ではなく、また、甲3号反証書の引用文中だけでも「私達」という表現を12回も多用していることを総合すれば、侮辱と威力脅迫と犯人隠避の教唆の意図を暗示しています。

## 4★ 5人とも、虚偽や詭弁を重ね、当たり前の違法性を無視したこと(欺罔)

反P22下「(トドコロ)ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてると、こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしようがないじゃないですか、そら。」

(説明)いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由による二度の受付拒否は正当化できません。まして、お前の態度が悪かったから仕方が無い旨は、詭弁であり、究極の被害者虐待です。

## 5★ 以上から、侵犯性無しなどとは、到底言えません

それなのに、5人とも侵犯性無しと言い切ったことは、甚だしい事実誤認です。

いずれも予見可能性に基く結果回避義務違反です

後述の通り、このように、当たり前のことを認めないことは、申出内容と職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く、結果回避義務違反であり、当たり前に、経験則違反や論理則違反であり、公序良俗を偽るということです。

以上を総合すれば、5人は、虚偽や欺罔や詭弁を多用し、抗議も無視し、不~~當~~に受付拒否したと言え、いずれも不当な手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害であり、差別ですから、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)に当り、職務上の故意または過失であり、犯人隠避罪、脅

迫罪、公務員職権濫用罪です。

(前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことと認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的不平等の輪の通称であり、概要は被害届2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装であることは明らかです。

(前提) 包囲網は常に、当り前のことと無視します

つまり、当り前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に手続妨害、つまり、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

当り前のこと(予見可能性)とは、①法令、②論理則、③経験則、④蓋然性、などであり、これらを認めなければ、当り前に、公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く否定することは、②論理則違反であり、それなのに処理済と言い張るのも②論理則違反であり、同時に、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反です。

第6 貴所による破棄自判を希望します

第7 附属書類 控訴状副本 1通

以上

これは正本である。

令和 3 年 2 月 4 日

東京高等裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 富田奈都

